

第5期愛知県障害者計画、第8期愛知県障害福祉計画・第4期愛知県障害児福祉計画の策定について

1 趣旨

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

2 一体的に策定する計画

本県の障害者施策の進むべき方向を示す羅針盤として、実効性の高い総合的な計画とするため、引き続き、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定していく。

- 障害者計画
県の障害者施策の考え方や方向性を定めるもの

- 障害福祉計画
障害福祉サービスを必要とする人に、必要とする量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

- 障害児福祉計画
障害児の通所サービスや入所サービス、相談支援が提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもの

3 計画の骨子素案

計画の章立ては、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」と同様とする。

章立て	
第1章	計画策定の趣旨
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	現状
第4章	展望
第5章	各分野における障害者施策の基本的な方向
第6章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等
第7章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等
第8章	目標一覧
第9章	計画の推進
※ 一部、文言修正あり。	(参考) 第5章に記載する施策分野 1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災、防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止並びに行政等における配慮の充実 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6 保健・医療の推進 7 雇用・就業、経済的自立の支援 8 教育の振興 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

4 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画は、計画期間を3年間とすることが基本とされていることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を3年間とする。

障害者計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画の周期や中期計画として位置づけることを踏まえ、現計画と同様、計画期間を6年間とする。

なお、3年後(2029 年度)に障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を検討する際には、2028 年に国による策定が予定されている次期障害者基本計画や社会情勢の変化等を踏まえ、障害者計画についても柔軟に見直しをしていく。

- 障害者計画
2027 年度から 2032 年度までの6年間(中期計画)

- 障害福祉計画・障害児福祉計画
2027 年度から 2029 年度までの3年間(短期計画)

(参考) 障害福祉に係る計画の策定状況

障害者計画			障害福祉計画・障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000 年度	2001～2010 年度 【10 年間】			
			第1期	2006 年度	2006～2008 年度 【3 年間】
第2期	2010 年度	2011～2015 年度 【5 年間】	第2期	2008 年度	2009～2011 年度 【3 年間】
			第3期	2011 年度	2012～2014 年度 【3 年間】
第3期	2015 年度	2016～2020 年度 【5 年間】	第4期	2014 年度	2015～2017 年度 【3 年間】
			第5期 第1期(児)	2017 年度	2018～2020 年度 【3 年間】
第4期	2020 年度	2021～2026 年度 【6 年間】	第6期 第2期(児)	2020 年度	2021～2023 年度 【3 年間】
			第7期 第3期(児)	2023 年度	2024～2026 年度 【3 年間】
第5期	2026 年度	2027～2032 年度 【6 年間】	第8期 第4期(児)	2026 年度	2027～2029 年度 【3 年間】
			第9期 第5期(児)	2029 年度	2030～2032 年度 【3 年間】

5 計画策定のスケジュール(予定)

2026 年	7 月	第1回障害者施策審議会(計画骨子素案検討) 第1回自立支援協議会(計画骨子素案検討)
	12 月	第2回障害者施策審議会(計画素案検討)
2027 年	1 月	パブリック・コメント(計画素案)
	3 月	第3回障害者施策審議会(計画案検討) 第2回自立支援協議会(計画案検討)
	3 月	計画策定・公表